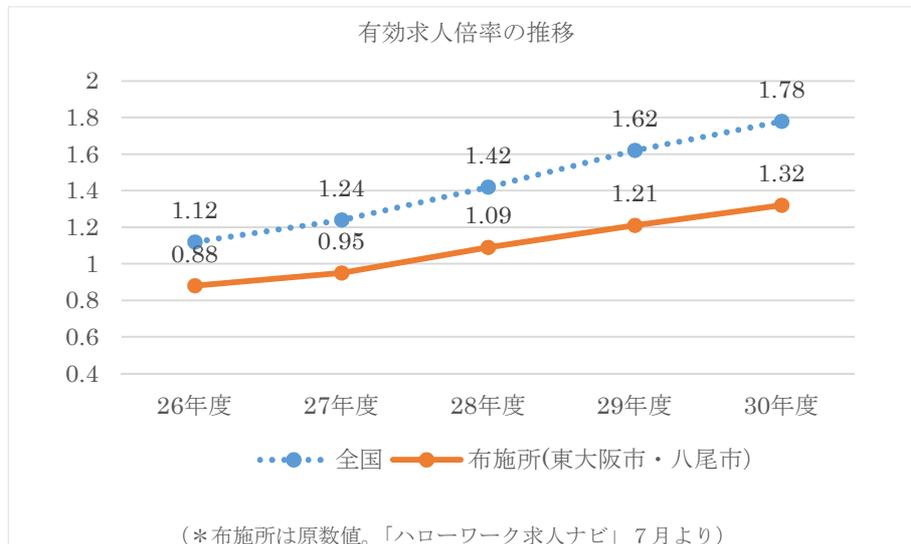


第1回  
東大阪市中小企業振興会議  
労働雇用部門会議

令和元年8月21日  
經濟部 労働雇用政策室

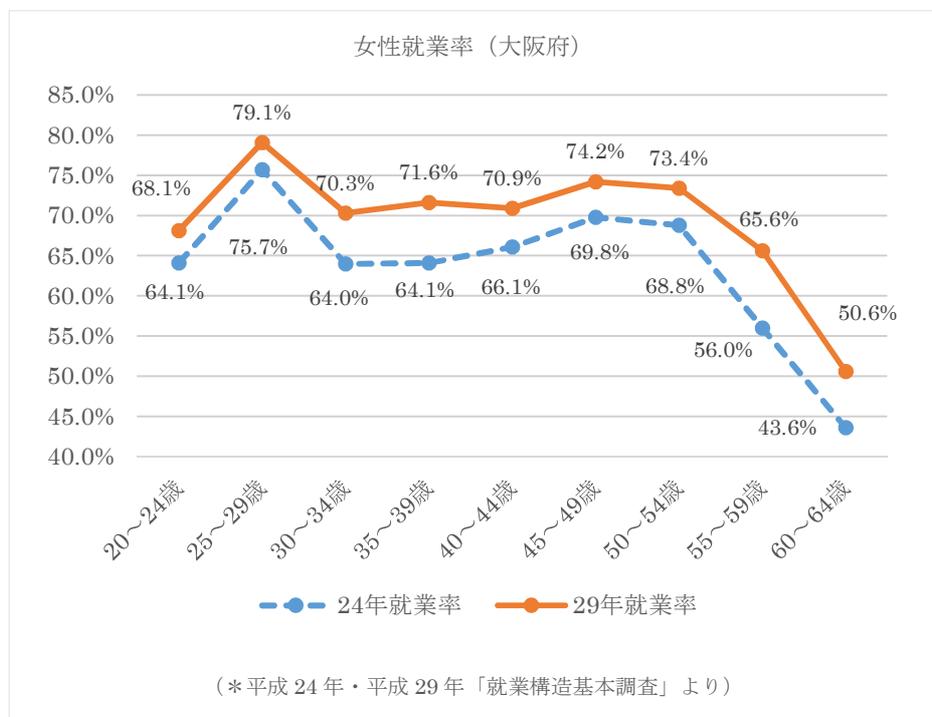
## 昨今の雇用情勢について

有効求人倍率は年々上昇しており、平成30年度は、全国で1.78、ハローワーク布施管轄内でも1.32という高値である。人材確保が喫緊の課題となっている。



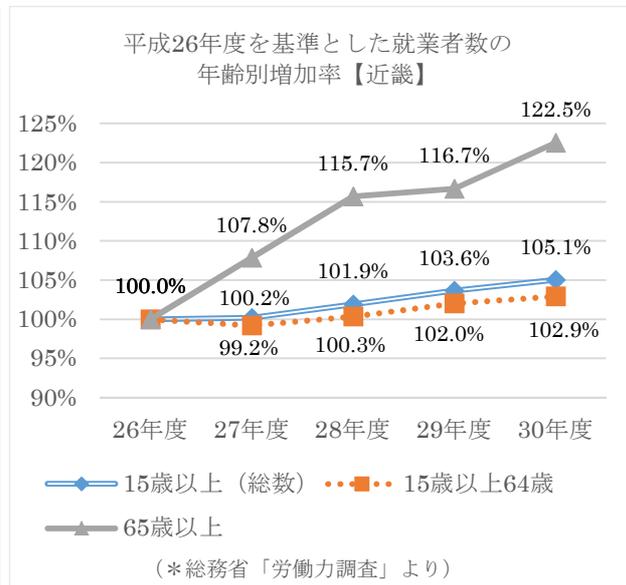
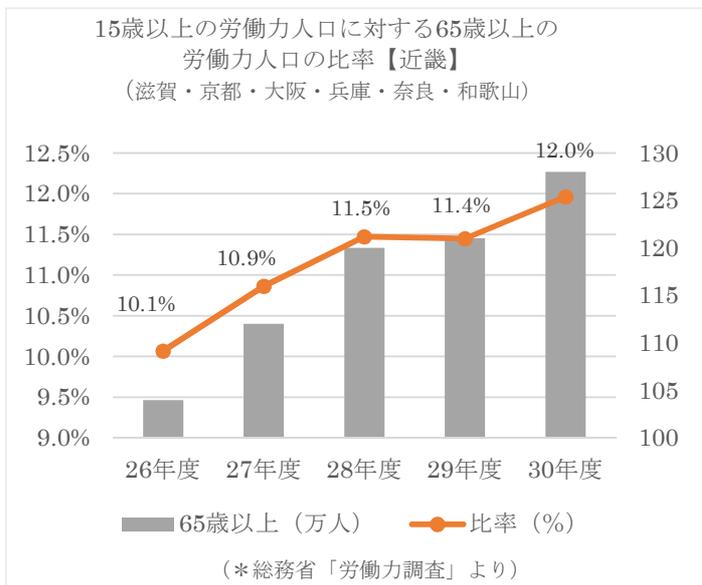
売り手市場が続く中、多様な人材の活用が注目されている。

○女性の就業率に関しては、ライフステージによって就業率が下がる、いわゆるM字カーブの状態であるが、低下率が緩やかになり、全体的な就業率も上がっている。

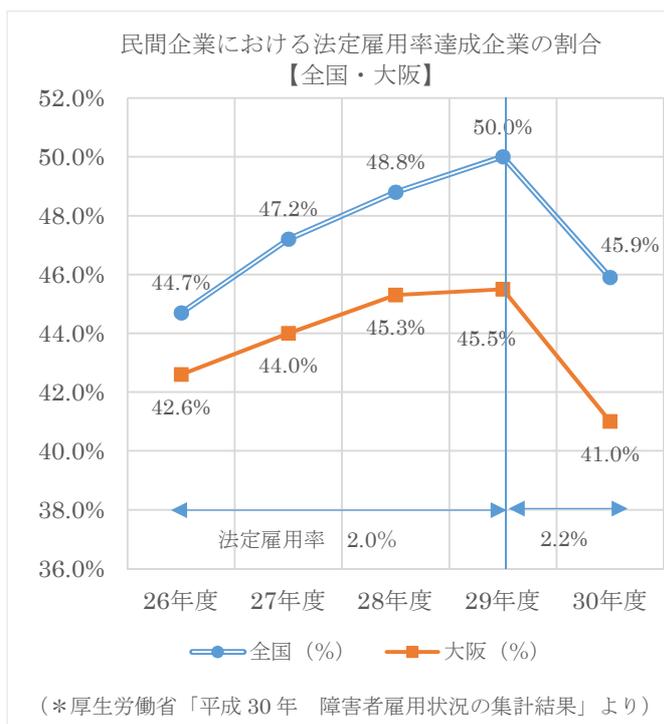


○高齢者の就業に関しては、少子高齢化が進む中、労働力人口の総数に対する割合が増

加している。さらに、就業者数の増加率を、平成26年度を基準として年齢別に比較した場合、65歳以上の就業者数の増加率が高いことがわかり、今後も労働力として期待されることが予測される。



○障害者の就業に関しては、実雇用率は毎年上昇している。一方、法定雇用率も段階的に引き上げられており、平成30年度以降は2.2%となっており、さらに令和3年3月末までには2.3%まで引き上げられる予定である。法定雇用率を達成している企業の割合(大阪)は、法定雇用率が引き上げられたことから、平成29年度の45.5%から、平成30年度の41.0%に下がっている。



○外国人の就業に関しては、外国人労働者数は右肩上がりに増加している。平成 29 年 11 月に外国人技能実習法が施行され、技能実習制度の適正化と拡充が図られるとともに、平成 31 年 4 月には出入国管理法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設されたが、これらにより、さらなる外国人労働者の受け入れが可能となっている。



労働雇用政策室では、人材確保という課題に対してどのようなアプローチを行っているのか、現状を分析し、ニーズに即した手法を考えていく。

#### 人材確保について

人材を確保するためには、2方面からのアプローチが必要である。1つは、「働く意欲を持つ人への支援」である。これは、潜在的求職者も含め、働きたいと思う人が、就職できるように支援を行うことである。もう1つは、「人材不足に悩む企業への支援」である。市内企業の魅力をもっとアピールしたり、多様な人材の活用を促進するような取り組みを考えていく。(資料2)

#### 労働雇用政策室の事業について

求職者への支援として、対象者ごとの合同企業説明会やセミナーを行っている。また、若者・女性に特化した「就活ファクトリー東大阪」の運営や、若者に特化した「若者自立支援援助事業」として、社会福祉法人つむぎ福祉会に委託し中河内地域若者サポートステーションの運営を行っている。(資料3、資料4)

#### アンケートについて

現状とニーズを把握するために、市内事業所対象のアンケートを企画室と共同で行う。こ

のアンケートの結果を、「第2期東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に反映させていく予定である。

また、学生対象のアンケートを商工会議所への委託事業で行う。求人側である事業所と求職者側である学生のアンケートを比較することで2方向からの視点での現状とニーズを把握することができ、より効率的な支援を行えると考える。(資料5. 資料6)